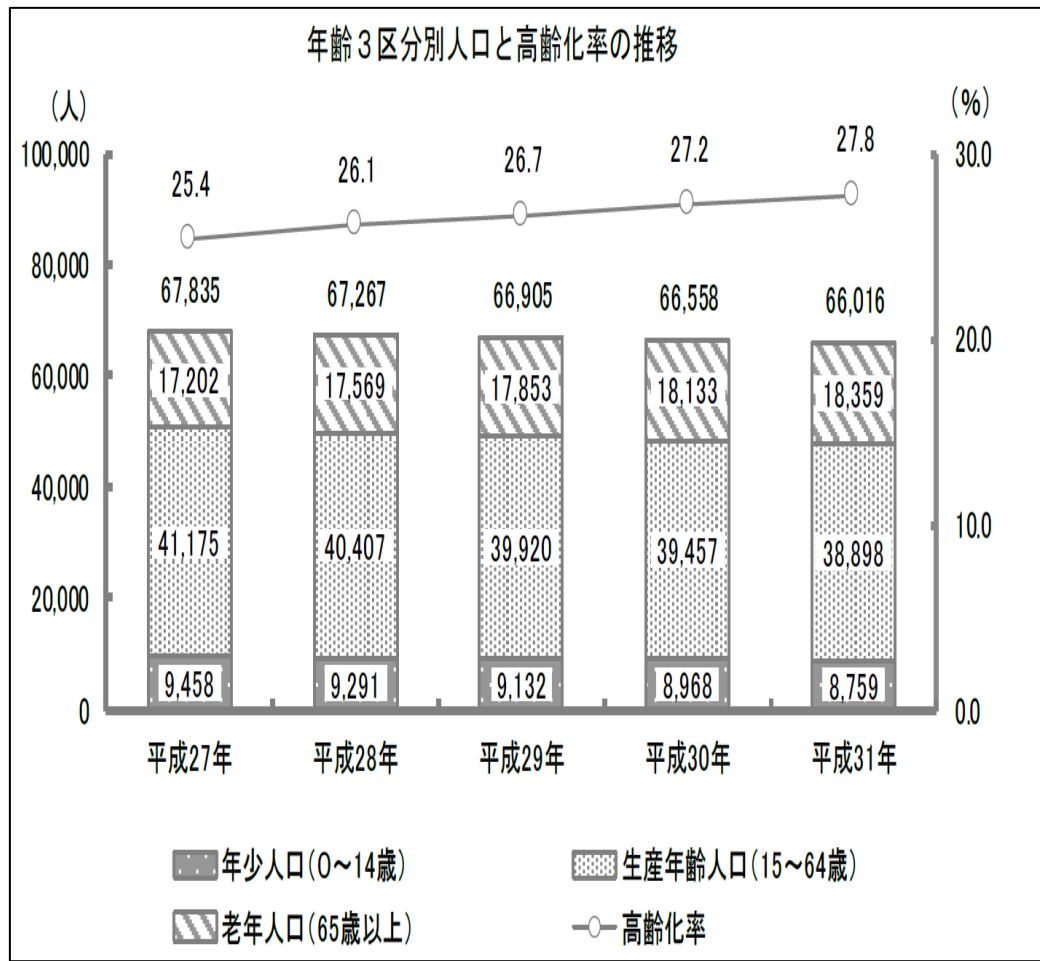


# 【福井県敦賀市の概要】

(R5.3.31現在)

- 人口：63,068人
- 世帯：29,019世帯
- 面積：251.47 km<sup>2</sup> (R5.4.1現在)
- 高齢化率：29.7%

# 【重層事業に取り組んだ背景】



総人口

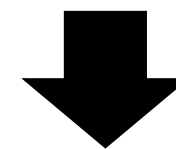
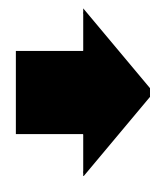
**減少**

年少人口 (0~14歳)

**減少**

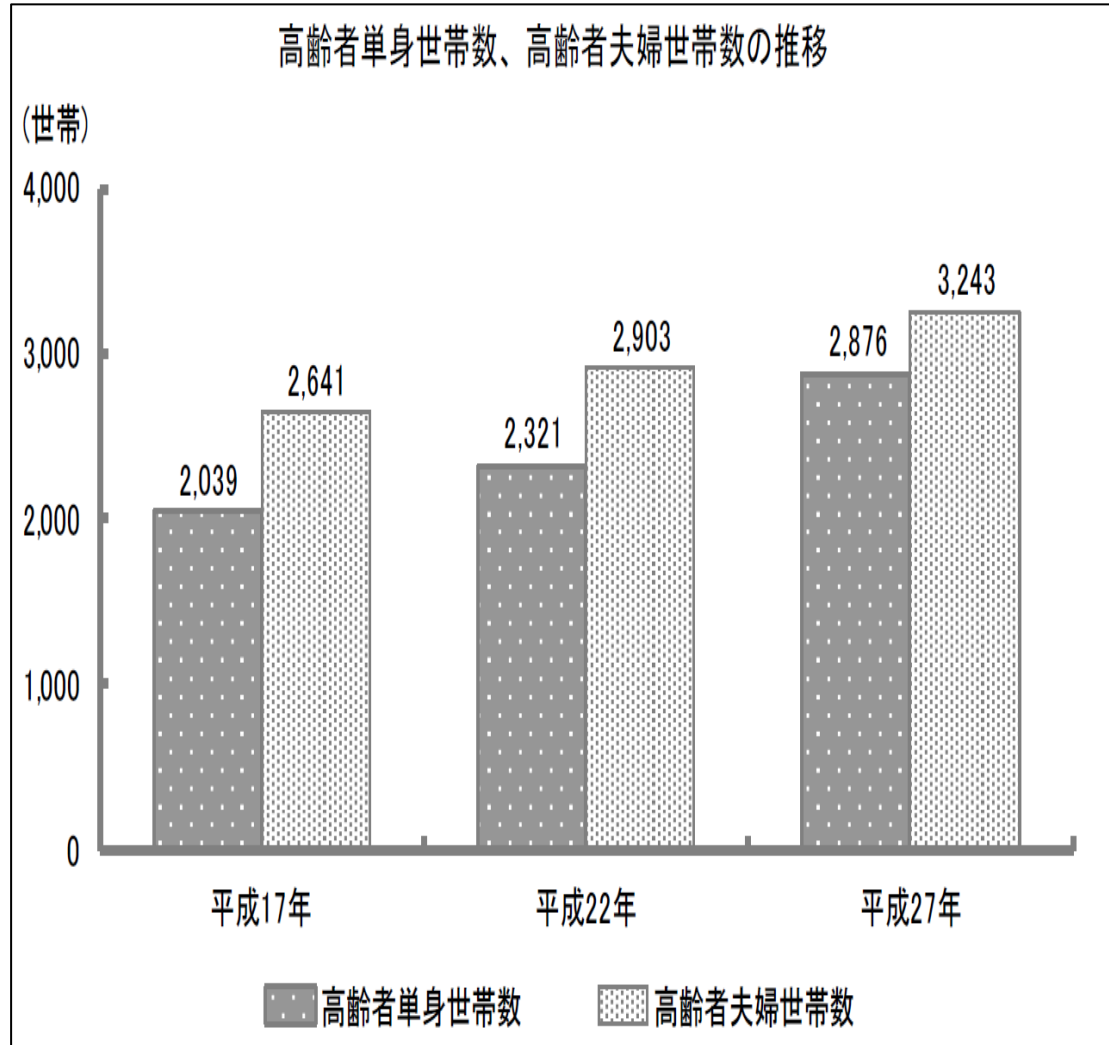
老年人口 (65歳以上)

**増加**

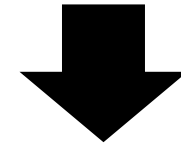
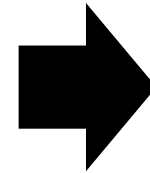


**人口減少、少子高齢化による地域社会を維持する担い手の不足**

# 【重層事業に取り組んだ背景】



高齢者の単身・夫婦世帯数  
**増加**

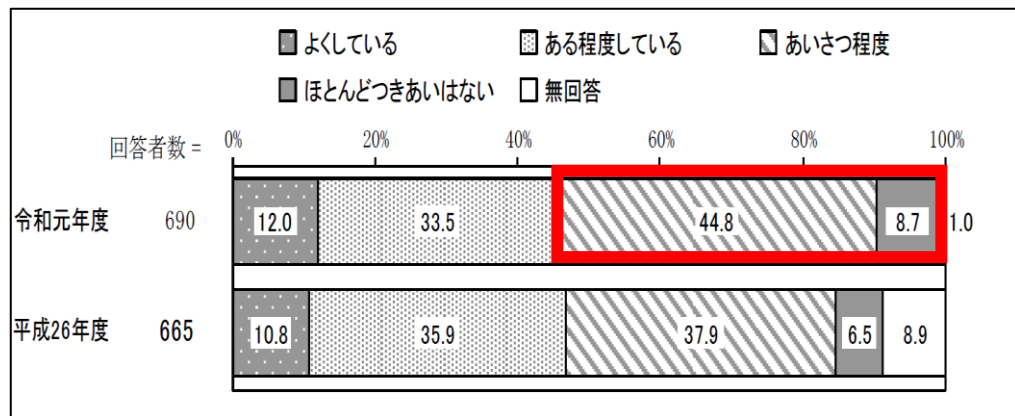


**家族の支援力の低下**

参考：第4期敦賀市地域福祉計画（アンケート調査）より

# 【重層事業に取り組んだ背景】

## 近所との交流について

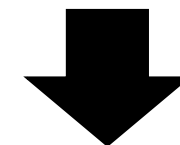
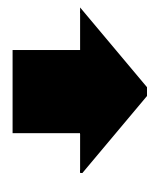


「あいさつ程度」の割合

**44.8%**

「ほとんどつきあいがいい」の割合

**8.7%**



**地域で支え合う力の低下**

# 【相談支援における課題】

子ども

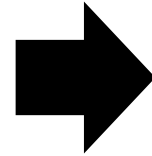
ダブル  
ケア  
(介護  
育児)

ヤング  
ケア  
ラー

高齢

8050  
問題  
(ひき  
こもり)

障がい



## 【制度の狭間に落ちる・支援が届いていないケース】

- ひきこもり
- 障がいグレーゾーン
- 精神疾患を抱えている者
- 生活困窮の状態にある者
- ヤングケアラー

## 【ケース傾向】

- ご本人・ご家族が支援を望んでいない。
- 今の状態が当たり前となり、劣悪な環境にいても声をあげないことが多い。
- 相談したいと思っているが、抱え込んでしまっている。

※多機関協働事業報告会（R4.12.20開催）で出た意見  
参加機関：地域包括支援センター（2事業所）  
委託相談支援事業所（3事業所）  
自立相談支援事業所（1事業所）

**制度の狭間に落ちる問題・ニーズが存在  
既存の相談支援体制（縦割り）では対応困難…**

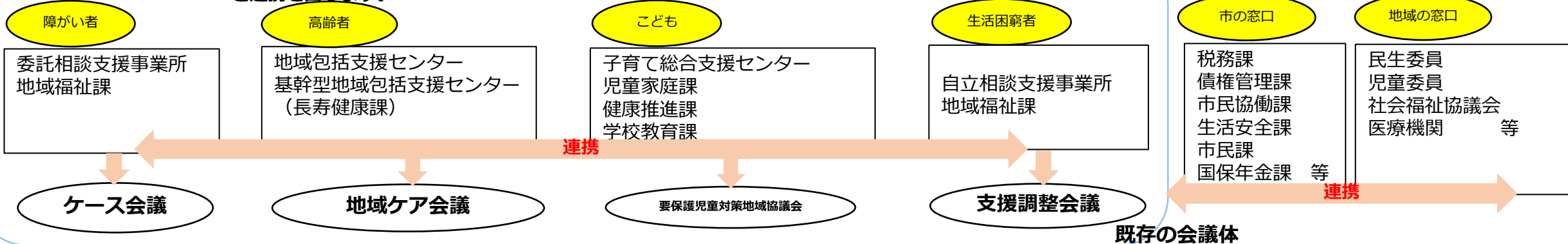
# 【重層事業実施目的】

課題が複雑化・複合化したケースや制度の狭間に落ちる問題を抱えるケース等に対して、本事業を活用し、ケースが抱える生活課題の解決やケースの悪化を防ぐ。

敦賀市民、支援関係機関

包括的相談支援事業

ご本人やご家族の困りごと・心配ごとの相談に対応します。相談の内容によっては、対応にふさわしい機関と連携を図ります。



同意あり

同意なし

随時  
相談

随時  
参加

多機関協働事業

様々な困りごと・心配ごとを抱えた方やご家族に対し、関係機関でチームをつくり支援を行います。

【支援対象者】  
複合的な課題を抱えており単独の支援機関では対応が難しく、かつ、各分野の支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者  
(例)  
・世帯全体で支援が必要なケース  
・様々な支援が必要だが、本人が支援を望んでおらず、支援が膠着しているケース

相談支援包括化推進員を配置  
役割…複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も助業した本質的な課題の見立てを行うとともに、つるがつなく会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進

**つるがつなく会議**※重層的支援会議（一部支援会議…社会福祉法106条の6）  
【メンバー】状況に応じた支援者  
【実施時期】随時開催  
【役割】支援プランの適切性の協議、支援プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握・評価、緊急性がある事案への対応、気になる事案の情報共有・提供、見守りと支援方針の理解

**障がい児者等支援者支援事業**  
精神科医師、臨床心理士による  
・発達障がい児者に関わる支援者の困りごと相談  
・ひきこもり支援の方向性等の相談

**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**  
長期間ひきこもり状態にある方などに対し、アウトリーチ（自宅訪問等）を通じ、ご本人と支援者との信頼関係づくりに向けた支援を行います。

**参加支援事業**  
すでにある社会資源や制度では対応できない方に対して、社会とのつながりを回復する支援を行います。

**地域づくり事業**  
孤立を防ぎ、様々な世代が交流、活躍できる場を整備します。  
居場所 就労支援 居住支援

# 【重層的支援体制整備事業実施体制】

	事業名	実施主体
相談支援	地域包括支援センターの運営 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ	直営(1ヶ所)、委託(2ヶ所)
	障害者相談支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ	委託(3ヶ所)
	利用者支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ	直営(1ヶ所)
	生活困窮者自立相談支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ	委託(1ヶ所)
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ	直営(1ヶ所)、委託(1ヶ所)
	生活支援体制整備事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ	直営(1ヶ所)
	地域活動支援センターの運営 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ	委託(1ヶ所)
	地域子育て支援拠点事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ	直営(2ヶ所)、委託(1ヶ所)
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託(1ヶ所)
新たな機能	参加支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第2号	委託(1ヶ所)
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第4号	委託(1ヶ所)
	多機関協働事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第5号 ※支援プラン作成(改正社会福祉法第106条の4第2項第6号)は多機関協働事業と一体的に実施。	直営(1ヶ所)、一部委託(1ヶ所)

※基幹相談支援センター未設置

令和5年度～実施



## 【令和5年度から実施する事業の実施体制等】

事業名	実施主体	実施体制	事業内容
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託（1ヶ所）	コーディネーター1名配置	<p>令和5年度は、2種類のアンケート調査を実施し、地域住民のニーズ・生活課題の把握を行う。</p> <p>【アンケート種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独・孤立の実態把握に関する調査 →対象：市民2,000名</li> <li>・関係者への地域づくりに関する意識調査 →対象：区長、民生児童委員、主任児童委員261名</li> </ul>
参加支援事業	委託（1ヶ所）	コーディネーター0.5名配置	<p>複雑化・複合化した課題を抱えており、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野における既存の支援では対応できない方や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。</p>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託（1ヶ所）	支援員0.5名配置	<p>複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方や、支援につながることに消極的な方に支援を届けるため、自宅訪問などを通して本人との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行う。</p>

# 【重層的支援体制整備事業に係る会議体】

会議名	敦賀市重層的支援体制推進会議(代表者会議)	敦賀市重層的支援体制推進会議(担当者会議)	つるがつなぐ会議(重層的支援会議/一部支援会議)
目的	多機関協働による重層的支援体制の構築に向けた方針決定	多機関協働による重層的支援体制の構築に向けた方針検討	制度の狭間に落ちる等の問題を抱えたケースの支援方法等の検討(※役割:支援者支援)
テーマ (対象ケース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関の業務内容の理解に関する事</li> <li>相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法に関する事</li> <li>地域に不足する社会資源創出の手法に関する事</li> <li>その他重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関の業務内容の理解、共有</li> <li>相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討</li> <li>地域に不足する社会資源創出の手法の検討</li> <li>その他重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支援関係機関の役割分担</li> <li>支援プランの適切性の協議</li> <li>支援プラン終結時等の評価</li> <li>社会資源の充足状況の把握・評価等</li> <li>緊急性がある事案への対応</li> <li>気になる事案の情報共有・提供</li> </ul> <p>【支援対象者】  <b>複合的な課題を抱えており単独の支援機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者</b>            (具体例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のサービスでは解決できないケース</li> <li>支援が膠着しているケース</li> <li>支援が必要だが、支援ができていないケース</li> </ul> </p>
開催時期 頻度	2回/年	2回/年	随時開催(プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時、緊急性のある事案発生時) 45分~1時間
構成員	※各課代表者※ 福祉保健部特任部長 長寿健康課長 児童家庭課長 健康推進課長 学校教育課長 地域福祉課長 外部機関アドバイザー(学識経験者)	※各課担当者※ 長寿健康課職員 児童家庭課職員 健康推進課職員 学校教育課職員 子育て総合支援センター 地域福祉課職員(生活困窮・障がい)	※状況に応じた支援者※ 包括的相談支援事業者 アウトリーチ事業者 参加支援事業者 自治体職員 その他関係機関
根拠法令			社会福祉法第106条の4第2項第5号(重層的支援会議) 社会福祉法第106条の6(支援会議)
事務局	多機関協働事業者(地域共生社会推進室)	多機関協働事業者(地域共生社会推進室)	多機関協働事業者(地域共生社会推進室)
	支援体制の整備に向けた検討		個別ケースの検討